

発 明 文 化 論

〈第 42 回〉

丸山 亮

独占の効用

北京で開かれた国際知的財産セミナーに講師で招かれ、日本の知的財産政策の話をしてきた。国会に上程されている特許法の改正案の背景に焦点を当てたものだった。この改正は、オープン・イノベーションが進む環境下で、特許の実施権の移転が円滑にいくようにすることなどをもくろんでいる。

ところで、中国は市場経済化が進んでいるとはいえ建前上は社会主義だから、個人や企業による独占を見る目には、厳しいものがある。特許には独占権を与えるけれども、その発明の不実施には、強制実施権などの制裁が発動しやすい制度となっているのだ。

オープン・イノベーションというのは、お互いに持っている特許権を交換し合うなどして、発明の実施を独占する代わりに開発の投資は回収していこうとする動きを指す。こうした環境下では、ポートフォリオ、つまり手持ちの知的財産権を充実させる必要がある。ソフトウェアのオープンソースはその極限的な形態で、知的財産の権利化は求めないが、企業が普通に目指すのは、手持ちの特許などを増やして有利な交換条件を得る方向であろう。つまり今日の特許制度は、必ずしも独占を指向していない。

一枚のDVDには必要な特許が2千近くあるといわれており、これを1社1個人がすべて手にすることは不可能である。関連する技術の特許を複数の権利者が提供しあい、合理的な技術標準を決めたうえで、利用希望者には差別なく実施を許し、貢献度に応じて実施料を配分することになる。

アメリカのソフトウェア関連企業ノベルは、このところ経営が思わしくなく、ついに手持ちの知的財産権を含めた身売りに追い込まれた。その8百件を越す特許をまとめて買収し、ポートフォリオの優位を図ろうとする動きが、さまざまな憶測を呼んでいる。マイクロソフトやアップルなどが買い手に名乗りを上げたが、これらの巨大企業に特許が集中すると、オープン・イノベーションが阻害される恐れがある。先頃アメリカの司法省は反トラスト法上の問題があるとして、この動きに待ったをかけた。技術革新と競争性を促進するには、適切な特許の移譲と特許権の行使とのバランスが欠かせないという考えからだ。その結果、ノベルの特許権は購入ではなく、実施権の供与という形に落ち着くとみられる。このように権利がやりとりされる状況が進むと、今度は契約の重要性が増してくる。排他的な独占権でない通常実施権は、不安定とならないような法的環境の整備が求められ、日本はその方向に進むだろう。

イギリスは17世紀初頭に近代特許制度を世界に先駆けて立ち上げた国だが、その1世紀後、アダム・スミスは「諸国民の富」のなかで、特許制度について次のように触れている。スミスはまず国王の特許状による東インド会社などの貿易独占が社会に対して不効率という負の効果をもたらしていることについて述べる。そのうえで公共社会は、新機械などの発明者や新しい書物の著者から恩恵を被るのだから、彼らに国家が一時的な独占権を報償として与えることは弁護できる。ただそれが永久的な独占権となると、多くの国民の参入によって有利となるはずの事業部門から彼らを締め出す、一種の課税されたような状態を作り出すという。競争はいわば戦闘行為なのだから、成功には独占に安住しない不撓不屈の努力が必要というのがスミスの結論だ。

特許制度の独占権とは、今日でもこうした緊張の中に置かれていなくてはならない。特許は必ずしも独占を意図しないが、その値打ちの裏付けとして、いつでも独占権が行使できるという保証が求められる。貨幣の価値が金などの兌換の保証によって保たれるように、ポートフォリオに収まる特許権も表面化しない独占権がその価値のよりどころとなっている。

(まるやま りょう 共生国際特許事務所 弁理士)